# 平成24年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ	<b>丁(基本事項)</b>		整理番号	6 – 2 –	5			
事務事業名	生活保護事業		担当課係生活福祉課					
総合計画上の位置付け	大項目 2. 「安心」のまちづくり 中項目 ①その人がその人らしく住める 小項目 3. 援護活動の充実と生活自立		記入担当者 内 線 等 E-mail					
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)		事業区分	経常事業				
事業予算費目	款 3 民生費	項 4	生活保護費					
尹未了异其日	目 2 扶助費	事業 1	生活保護事業					
開始年度	昭和 25 年度 根拠法令・要綱等	生活保護法、同	施行令等					

## ■事務事業の概要(実施内容)

	(誰の、何のために事業を実施するのか)
事業の対象	生活保護の受給者及び申請者。
± 34 6 57 4 5	(事業実施によってどういう状態にしたいのか)
事業の目的 (意図)	生活保護関係法令等に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
	(どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか)
事業の内容 (内容・手法等)	申請受付後、金融機関や扶養義務者等への各調査を行い、ケース検討会議において保護の要否を決定する。また、保護開始後は援助方針を定め、可能な限り自立に向けた支援・援助等を行う。
	(事業開始の背景やこれまでの経緯)
事業の背景 (経緯等)	生活保護法施行以降、保護の実施機関として事業運営を行っている。

## ■事務事業の業績・推移(目標・実績)

	指標名							指標の説明						******			
	生活	帯・受給人員	度互	平均)		生活保護受給世帯・人員の動向(年度平 均)						指標化できない成果 					
成果	単位		H23	H24			H25		H26		将来目標 (年度:平成)						
指標	世	目標	575世帯 79	6人	6人 590世帯 815人			620世帯 86	0人	630世帯 87	870人						
	帯•.	実 績	602世帯 83	2人(	2人 611世帯 8												
	人	達成度	104.	7%	103.6%												
活		指標	名	単位	単位			H23		H24		H25		H26	指標の説明		
動実	生活扶助	费		千円		土田 計画		計画		396,000		400,000		410,000		415,000	衣食の他、日常生活を満
績	土心水坳	Ħ.				実績		432,871		443,269					たすのに必要な費用。		
· 参	住宅扶助	费		H	計画			88,000		90,000		930,000		950,000	住居、その他住宅の維持		
参考	エージが	<b></b>			千円 実績			101,001		108,046					等に関する費用。		
ح	医療扶助費		<b></b>	п	計画		633,000	633,000		650,000			690,000	診察・治療・薬剤・治療			
なる			千円 実績		633,138		657,215				材料等に関する費用。						
+15	教育·介護	生・その他:	生助費	ŦF	пΤ	計画		58,760		60,400	6	610,000		620,000	義務教育、介護サービス		
標	3XH /105	æ C♥기(B)	八岁女		J	実績		50,223		46,252					その他に関する費用		

<b>=</b> 3	事務	事美	業に係るコストの業績	ⅰ(目標・実績)			(単位:円)_
				23年度決算	24年度決算	25年度決算	24年度予算
_		Α	直接事業費	1,230,705,831	1,283,445,677	0	1,312,564,000
全	88	財	国県支出金	920,824,280	940,150,883		
体	関	源	地方債	0	0		
	連事	内	利用者負担	16,094,559	7,644,768		
	業	訳	一般財源	293,786,992	335,650,026		
	費	В	人件費 ① × ②	40,722,689	39,207,539	0	
円			職員平均人件費①	5,817,527	5,601,077		
			従事した割合②人	7.00	7.00		
			A + B	1,271,428,520	1,322,653,216	0	
単:			\T = 1 + 1 + 1 + 1 + 0 = 2 + 0 0	/D=#   B 0.4.0.7	/D=#   B 0.40.7		備考
位		活動指標の説明		保護人員 816名	保護人員 843名		平成23年4月1日現在
	活重	助指	標1単位当たりコスト	1,558,123	1,568,984		人口41,204人 平成24年4月1日現在
<b> </b>			- 人あたりのコスト	30,857	32,358		人口40,876人

#### ■事業を取り巻く環境

	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測)
国・県・他団体の動向や 環境変化と今後の予測	雇用情勢の低迷等により、「その他世帯」を中心に保護受給者数が増加傾向にあるため、「その他世帯」のうち、稼働能力を有する者に対し、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業を実施することなどによって、その自立を促す方針である。また、昨今の社会情勢を受けて、生活保護法の基準改定や生活保護法の改正等も実施又はその方針となっているようであり、より厳格な生活保護事業の運営が求められるものと思われる。
	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など)
事業に対する住民の意見	特になし。

### ■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<ul><li>① ① 必要性が高い</li><li>② どちらかといえば必要性がある</li><li>③ 必要性が低い</li><li>④ 必要性がない</li></ul>	日本国憲法第25条の理念に基き、最低限度の生活を保障するとともに、保護受給者の自立を助長することが目的とされており、必要性は非常に高い。
妥当性 (市で行わなければならない か)	<ul><li>○ ① 市が行わないといけない</li><li>② どちらかといえば市で実施</li><li>③ 必然性が低い</li><li>④ 必然性がない</li></ul>	- 国からの法定受託事務である。
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<ul><li>① 効率的である</li><li>○ ② どちらかといえば効率的</li><li>③ どちらかといえば非効率的</li><li>④ 非効率的</li></ul>	- 定められた手続きに則って、適切な事業運営に努めている。
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<ul><li>① 緊急性が高い</li><li>② 比較的緊急性がある</li><li>③ 緊急性が低い</li><li>④ 緊急性はない</li></ul>	急迫状況にあるケースも想定されるため、場合によっては迅速に対応 する必要がある。
成 果 (目的の達成状況)	<ul><li>① 成果が上がっている</li><li>○ ② どちらかといえば上がっている</li><li>③ どちらかといえば上がっていない</li><li>④ 成果は上がっていない</li></ul>	最低限度の生活を保障するとともに、経済的・社会的な自立を助長することが目的とされているが、様々な就労等の阻害要因もあることから、自立までには時間を要しているのが現状である。しかしながら、就労による保護廃止や収入増による保護費の低減等のケースもあり、一定の成果は上がっていると考えられる。
今後の課題	生活保護法の改正等が実施又はその方針で	・ に に に に に に に に に に に に に

## ■一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評	48	事	1	拡	充	す	る 8	30 点以」	評価点	による	<u>11</u> 11	
0**	ļu	<b>)</b> 事 務	2	現 状 σ.	まま	継続す		80 ~ 79 s		定	判定	
		事	3	改善•	効 率	化し継	続 5	50 ~ 59 £	評価点	79	に	************************************
		業の	4	見直し	の上	縮小す	る	10 ~ 49 s	₹		至っ	市民の最低限度の生活を保障する国の制度として、継続実施が必要である。
	2	方	5	終期	設定	し終	了 3	30 ~ 39 £	₹	2	た	この
		向性	6	休			止 2	20 ~ 29 £	₹ 4	_	理由	
		İ	7	廃			止 1	19点以7	<u> </u>		9	

■改善・効率化・見直しの方向性 ※一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。 【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述】

## ■二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評	価	н	1	拡	充	ਰ	る		
011	Ш	事務	2	現状	このま	ま 継	続する		
		事	თ	改善	• 効	率 化	し継続		  真に生活に困窮した人の最低生活の保証と自立を助長する制度として、今後も
		業の	4	見直	しの	上 縮	小する	定説	真に生活に困窮した人の最低生活の保証と自立を助長する制度として、今後も 適正な事業の継続が必要であると考えます。
	2	方	IJ	終其	朝 設	定し	, 終了	明	<b>旭正な事業の心でいるというともだめま。</b>
		向性	6	休			止		
		1	7	廃			止		